

## 障害者自立支援法案における 政省令事項について

平成17年5月

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

## ○ 政令委任事項…70 省令委任事項…131 告示事項…12

※ 本則及び附則の新法に係る部分に限り、附則の他法改正に係る部分を除く。

法律の関係条項	該当箇所	内 容
4条4項	厚生労働省令で定める区分(障害程度区分)	介護給付費、訓練等給付費の別に応じて、それぞれ複数の区分を定めることを想定。
5条1項	その他厚生労働省令で定める施設	施設障害福祉サービスを行う障害者支援施設及びのぞみの園以外の施設を定める。児童福祉施設を想定。
	厚生労働省令で定める障害福祉サービス	施設障害福祉サービスの範囲を定める(5条1項で定める施設が障害者支援施設の運営の一環として実施できるサービスの範囲。これら以外の障害福祉サービスを行う場合は「障害福祉サービス事業」としての規制を受ける)。生活介護、自立訓練、就労移行支援を想定。
2項	その他の厚生労働省令で定める便宜(居宅介護)	居宅介護の便宜の内容を定める。入浴、排せつ又は食事の介護、調理、洗濯、掃除等の家事等を想定。
3項	その他の厚生労働省令で定める便宜(重度訪問介護)	重度訪問介護の居宅において行う便宜の内容を定める。入浴、排せつ又は食事の介護、調理、洗濯、掃除等の家事等を想定。
4項	その他の厚生労働省令で定める便宜(行動援護)	行動援護の便宜の内容を定める。障害者等が行動する際に生じうる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護及び居宅における入浴、排せつ又は食事の介護、調理、洗濯、掃除等の家事等を想定。
5項	常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるもの(療養介護対象者)	療養介護の対象となる障害者の範囲を定める。
	病院その他の厚生労働省令で定める施設(療養介護対象施設)	療養介護を行う施設を定める。病院及び診療所を想定。
6項	常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定める者(生活介護対象者)	生活介護の対象となる障害者の範囲を定める。

	<p>障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設(生活介護対象施設)</p> <p>その他の厚生労働省令で定める便宜(生活介護)</p>	生活介護を行う施設を定める。障害者支援施設及びその他の生活介護を適切に行うことができる施設を想定。
7項	<p>肢体不自由児施設その他の厚生労働省令で定める施設(児童デイサービス対象施設)</p> <p>その他の厚生労働省令で定める便宜(児童デイサービス)</p>	<p>児童デイサービスを実施する施設を定める。</p> <p>児童デイサービスの便宜の内容を定める。日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を想定。</p>
8項	<p>障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設(短期入所対象施設)</p> <p>その他の厚生労働省令で定める便宜(短期入所)</p>	<p>短期入所を実施できる施設を定める。障害者支援施設、児童福祉施設などを想定。</p> <p>短期入所の便宜の内容を定める。入浴、排せつ又は食事の介護等を想定。</p>
9項	<p>その介護の必要の程度が著しく高いものとして厚生労働省令で定めるもの(重度障害者等包括支援対象者)</p> <p>居住介護その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービス(重度障害者等包括支援)</p>	<p>重度障害者等包括支援の対象となる障害者の範囲を定める。以下の範囲の者を想定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 身体…ALS等の極めて重度の障害者であって専門機関が判定した者</li> <li>○ 知的…強度行動障害のある極めて重度の障害者であって専門機関が判定した者</li> <li>○ 精神…極めて重度の障害者であって専門機関が判定した者</li> </ul> <p>重度障害者等包括支援で提供する障害福祉サービスの範囲を定める。居住介護、療養介護、短期入所等を想定。</p>
10項	その他の厚生労働省令で定める便宜(共同生活介護)	共同生活介護の便宜の内容を定める。入浴、排せつ又は食事の介護等を想定。

11項	その他の厚生労働省令で定める便宜(施設入所支援)	施設入所支援の便宜の内容を定める。入浴、排せつ又は食事の介護等を想定。
13項	厚生労働省令で定める期間(自立訓練の期間)	自立訓練を行う期間を定める。1~2年程度を想定。
	その他の厚生労働省令で定める便宜(自立訓練)	自立訓練の便宜の内容を定める。身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練などを想定。
14項	厚生労働省令で定める期間(就労移行支援の期間)	就労移行支援を行う期間を定める。1~2年程度を想定。
	その他の厚生労働省令で定める便宜(就労移行支援)	就労移行支援の便宜の内容を定める。就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練などを想定。
15項	その他の厚生労働省令で定める便宜(就労継続支援)	就労継続支援の便宜の内容を定める。知識及び能力の向上のために必要な訓練などを想定。
17項1号	連絡調整その他の厚生労働省令で定める便宜(相談支援)	相談支援(サービス利用計画作成以外)の便宜の内容を定める。状況の把握、情報提供及び助言、連絡調整などを想定。
17項2号	その他の厚生労働省令で定める事項(サービス利用計画の記載事項)	サービス利用計画の記載事項を定める。利用する障害福祉サービスの種類及び内容、これを担当する者などを想定。
18項	政令で定めるもの(自立支援医療の範囲)	自立支援医療の範囲を定める。現在の更生医療、育成医療、精神通院医療に相当するものを定めることを想定。
19項	その他の厚生労働省令で定める基準(補装具の基準)	補装具の対象となりうるもの基準を定める。身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものなどを想定。
	義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるもの(補装具の対象品目)	補装具の対象品目を定める。

21項	その他の厚生労働省令で定める便宜(地域活動支援センター)	地域活動支援センターの便宜の内容を定める。創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを想定。
7条	法令に基づく給付であつて政令で定めるもの(給付調整の対象)	自立支援給付の給付調整対象となる法令に基づく給付の範囲を定める。介護保険法の介護給付、健康保険法による療養の給付などを想定。
	政令で定める限度(給付調整の限度)	自立支援給付と給付調整を行う上記給付のうち、給付調整対象となる部分を定める。
8条1項	政令で定める医療(都道府県が実施する自立支援医療)	都道府県が実施する自立支援医療を定める。現在の育成医療及び精神通院医療に相当するものを定めることを想定。
16条	政令で定める基準(市町村審査会の委員の定数)	市町村審査会の委員定数の基準を定める。5名を基本とすることを想定。
18条	政令で定める(市町村審査会に関するその他の事項)	市町村審査会に関して必要なその他事項を定める。委員の任期、会長の選任方法、会議の議決方法などを想定。
20条1項	厚生労働省令で定めるところ(支給決定の申請に関する事項)	支給決定の申請に関して、申請書に記載する事項、添付書類などの申請手続等を定める。
2項	厚生労働省令で定めるところ(調査に関する手続)	市町村が調査を行う際の手続等を定める。
	厚生労働省令で定める事項(調査事項)	障害者等又は障害児の保護者の心身の状況、置かれている環境以外の調査事項を定める。介護者の状況、サービス利用の状況などを定めることを想定。
	厚生労働省令で定める者(調査委託対象者)	市町村が調査委託できる者を定める。指定相談支援事業者等を想定。
3項	厚生労働省令で定める者(調査実施対象者)	受託した指定相談支援事業者等が調査を実施させることができる者を定める。障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有する者等を想定。
21条1項	政令で定めるところにより(障害程度区分の認定)	障害程度区分の認定を行う際の基準等を定める。

22条1項	その他の厚生労働省令で定める事項(勘案事項)	支給要否決定を行うに当たっての勘案事項を定める。障害者等の障害程度区分に加えて、社会活動や介護者・居住等の状況、サービスの利用意向、訓練・就労に関する評価など多面的な事項を定めることを想定。
2項	厚生労働省令で定めるところ(意見聴取手続)  その他厚生労働省令で定める機関(意見聴取対象機関)	市町村が支給要否決定を行うに当たって身障更生相談所等に意見を聞く際の手続等を定める。  市町村が支給要否決定を行う際に意見聴取することができる身障更生相談所等以外の機関を定める。独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の地域障害者職業センターを想定。
4項	厚生労働省令で定める期間(支給単位期間)	障害福祉サービスの種類に応じて支給量を設定する期間を月単位で定めることを想定。
5項	厚生労働省令で定めるところ(受給者証)  厚生労働省令で定める事項(受給者証記載事項)	受給者証の様式、交付の手続などを定める。  支給量、氏名、住所、居住地、生年月日、利用者負担上限額等を定める。
23条	厚生労働省令で定める期間(支給決定の有効期間)	障害福祉サービスの種類ごとに歴月単位として期間を定めることを想定。
24条1項	その他の厚生労働省令で定める事項(支給決定変更事項)  厚生労働省令で定めるところ(支給決定の変更手続)	支給決定の変更申請の対象となる事項を定める。障害福祉サービスの種類、支給量等を想定。  支給決定の変更申請の手続を定める。
3項	技術的読替政令	
5項	技術的読替政令	
25条1項4号	その他政令で定めるとき(支給決定の取消事由)	支給決定の取消事由を定める。9条1項の命令に応じないとき、支給決定を受けている種類の障害福祉サービスを受ける必要がなくなったと認められるとき等を想定。
2項	厚生労働省令で定めるところにより(受給者証返	受給者証の返還を求める際の手続(文書による通知)等を定める。

	(還手続等)	
27条	政令で定める	その他必要な事項を政令で定める。
29条1項	厚生労働省令で定めるところにより(介護給付費等支給手続)	市町村が介護給付費等を支給する際の手続等を定める。
	厚生労働省令で定める費用(特定費用の範囲)	特定費用(給付対象とならず、利用者負担となる費用)の範囲を定める。食費、居住費、光熱水費等を、サービスの種類に応じて定めることを想定。
2項	厚生労働省令で定めるところにより(サービス受給手続)	障害者等がサービス事業者からサービスを受ける際の手続等を定める。
3項	厚生労働大臣が定める基準(報酬額)	<p>1 報酬額の基準を定める。</p> <p>2 また、この中において通所施設等における食費のうち人件費相当分の支給に係る措置も定めることを想定。</p> <p>○ 新制度においては、通所施設、ショートステイ、デイサービスについては、定率負担のほか、食費が自己負担となる。</p> <p>※ ショートステイ、デイサービスは、現行制度においても食費のうち食材料費が自己負担となっている。</p> <p>○ このため、施行後の3年間、通所施設利用の低所得者(生活保護、低所得1、低所得者2※)について、食費のうち人件費相当分(1日約420円)を支給し、食材料費のみの負担とする減額措置を講ずることを想定。</p> <p>※ 生活保護:生活保護世帯に属する者      低所得1:市町村民税非課税世帯であって世帯主及び世帯員のいずれも収入が80万円(障害基礎年金2級程度)以下である世帯に属する者      低所得2:世帯主及び世帯員の全員が市町村民税の均等割非課税である世帯に属する者</p>
4項	…その他の事情をしん酌して政令で定める額(自己負担上限額)	<p>1 自己負担の月額上限額として以下のものを定めることを想定。</p> <p>① 生活保護:生活保護世帯に属する者 0円      ② 低所得1:市町村民税非課税世帯であって世帯</p>

		<p>主及び世帯員のいずれも収入が80万円(障害基礎年金2級程度)以下である世帯に属する者 15,000円</p> <p>③ 低所得2:世帯主及び世帯員の全員が市町村民税の均等割非課税である世帯に属する者 24,600円</p> <p>④ 一般:市町村民税課税世帯 40,200円</p> <p>2 個別減免(グループホーム、入所施設)について定めることを想定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施行後3年間の経過措置(期間終了までに実態調査を行い必要性を再検討)           <p>施行後3年間、食事や人的サービスが事業者により包括的に提供されるグループホーム、入所施設利用者に対して、定率負担に係る個別の減免制度を実施することを想定。</p> </li> <li>○ 負担能力がある場合には、利用者負担を負担していただくという考え方から、定率負担の個別減免措置を講じるにあたっては、障害者本人が一定の預貯金等を有していない場合に、個別減免の対象とすることを想定</li> </ul> <p>3 生活保護への移行防止について定めることを想定。</p> <p>本来適用されるべき上限額を適用すれば生活保護を必要とするが、仮に、より低い上限額を適用すれば生活保護を必要としない状態になる者については、本来適用されるべき上限額より低い負担上限額を適用することを想定。</p> <p>…以下の範囲内でにおいて政令で定める額(支給額)</p> <p>(サービス費の基準額－自己負担上限額)を給付する旨を定めることを想定。</p>
9項	厚生労働省令で定める	その他、支給、請求に関して必要な事項を定める。
30条1項	厚生労働省令で定めるところ(特例介護給付費等支給手続等)	市町村が特例介護給付費等を支給する際の手続等を定める。
1項2号	厚生労働省令で定めるもの(基準該当事業所等の基準)	基準該当事業所及び基準該当施設の基準を定める。
1項3号	その他政令で定めるとき(特例介護給付費支給要件)	特例介護給付費又は特例訓練等給付費が支給される場合を定める。支給決定の効力発生日前に緊急その他やむを得ない理由により基準該当障害福祉サービスを受けたときを想定。

2項	厚生労働大臣が定める基準(基準該当障害福祉サービス報酬基準)	基準該当障害福祉サービスの報酬基準を定める。
3項	厚生労働省令で定める	その他、特例費の支給に関して必要な事項を定める。
31条	厚生労働省令で定める特別の事情(市町村による減免)	災害による被害など利用者負担額を市町村の判断により減免できる場合を定める。震災、風水害、火災などの災害により著しい損害を受けた場合などを想定。
32条1項	厚生労働省令で定める数以上の障害福祉サービス(サービス利用計画作成費の支給対象)	サービス利用計画作成費の支給対象となる者を定める。一定数以上のサービスの利用が必要な者、長期入所・入院から地域生活に移行する者などのうち計画的なプログラムに基づく自立支援を必要とする者を想定。
	その他厚生労働省令で定めるもの(サービス利用計画作成費の支給対象)	
32条2項	厚生労働大臣が定める基準(サービス利用計画作成費の報酬基準)	サービス利用計画作成費の報酬基準を定める。
32条7項	厚生労働省令で定める	その他、サービス利用計画作成費の支給、請求に関して必要な事項を定める。
33条1項	政令で定めるもの(合算対象)	介護保険の介護給付等対象サービスのうち、高額費の合算対象となるサービスの範囲を定める。
	政令で定めるもの(控除の範囲)	高額費の合算対象となるサービスの費用から控除される介護保険の介護給付の範囲を定める。
33条2項	政令で定める	高額費の支給要件、所得段階に応じた四段階の上限額とすること等について必要な事項を定める。
34条1項	政令で定める障害福祉サービス(特定入所サービスの範囲)	特定障害者特別給付費の支給対象となりうる特定入所サービスの範囲を定める。施設入所支援を想定。
	障害者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるもの(特定障害者)	特定障害者特別給付の支給対象となる特定障害者の範囲を定める。市町村民税の均等割非課税である世帯に属する者等を想定。

	特別給付の支給対象)	
	政令で定めるところにより	その他、特定障害者特別給付費の支給要件や手続について規定することを定める。
2項	技術的読替政令	
3項	厚生労働省令で定める	その他、支給及び請求に関する必要な事項を定める。
35条1項	政令で定めるところにより(特例特定障害者特別給付費)	特例特定障害者特別給付費の支給要件などについて定める。
2項	厚生労働省令で定める	その他、特例特定障害者特別給付費の支給に関する必要な事項を定める。
36条1項	厚生労働省令で定めるところ(指定申請手続)	事業者の指定申請の手続等を定める。
2項	就労継続支援その他の厚生労働省令で定める障害福祉サービス(特定障害福祉サービス)	サービスの量を定めて指定申請を行う障害福祉サービスの種類を定める。就労継続支援等を想定。
3項5号	政令で定めるもの(欠格事由対象法令)	欠格事由の対象となる国民の保健医療福祉に関する法律の範囲を定める。障害各法、介護保険法等を想定。
3項6号	政令で定める使用人	欠格事由の有無を判断する対象となる使用人の範囲を定める。サービス事業所の管理者などを定めることを想定。
37条1項	厚生労働省令で定めるところにより(指定変更申請手続)	特定障害福祉サービスのサービス量増加に係る指定変更申請の手続を定める。申請書の記載事項などを想定。
2項	技術的読替政令	
38条1項	厚生労働省令で定めるところにより(施設指定申請手続)	施設の指定申請の手続等を定める。
3項	技術的読替政令	
39条1項	厚生労働省令で定めるところにより(施設指定変	障害者支援施設の入所定員数増加に係る指定変更の申請の手続を定める。申請書の記載事項などを想定。

	更申請手続)	
2項	技術的読替政令	
40条	技術的読替政令	
41条4項	技術的読替政令	
43条1項	厚生労働省令で定める基準(事業者人員基準)	指定障害福祉サービス事業者の人員基準を定める。
2項	厚生労働省令で定める指定障害福祉サービスの設備及び運営に関する基準	指定障害福祉サービス事業者の設備運営基準を定める。
44条1項	厚生労働省令で定める基準(施設人員基準)	指定障害者支援施設等の人員基準を定める。
2項	厚生労働省令で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準	指定障害者支援施設等の設備運営基準を定める。
45条1項	厚生労働省令で定める基準(相談支援事業者人員基準)	指定相談支援事業者の人員基準を定める。
2項	厚生労働省令で定める指定相談支援の事業の運営に関する基準	指定相談支援事業者の運営基準を定める。
46条1項	厚生労働省令で定める事項(変更届出事項)	指定サービス事業者及び指定相談支援事業者についての、事業所の名称及び所在地以外の変更届出事項を定める。
	厚生労働省令で定めるところ(変更届出手続等)	変更届出事項や手続を定める。
2項	厚生労働省令で定める事項(施設変更届出事項)	指定障害者支援施設についての変更届出事項を定める。設置者の住所等を想定。
	厚生労働省令で定めるところ(施設変更届出手	変更届出事項や手続を定める。

		統等)
48条3項	技術的読替政令	
4項	技術的読替政令	
50条1項9号	政令で定めるもの(指定取消対象法令)	指定取消事由の対象となる国民の保健医療福祉に関する法律の範囲を定める。障害各法、介護保険法等を想定。
3項	技術的読替政令	
4項	技術的読替政令	
52条2項	技術的読替政令	
53条1項	厚生労働省令で定めるところ(支給認定申請手続)	支給認定申請の際の申請事項等の手続を定める。
2項	政令で定めるところ(経由事務対象)	市町村を経由して申請できる医療の対象として精神通院公費負担医療などを定める。
54条1項	政令で定める基準(自立支援医療費支給要件)	<p>自立支援医療を受けることができる者として以下の者を定めることを想定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所得税額30万円未満の世帯に属する者</li> <li>○ 所得税額30万円以上の世帯に属する者であって、その障害の程度が重度かつ継続的に医療費負担が生じる者(施行後3年を経た段階で医療実態等を踏まえて再検討)</li> </ul> <p>※ 当面の重度かつ継続の範囲</p> <p>ア 疾病、症状等から対象となる者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神…統合失調症、躁うつ病(狭義)、難治性てんかん</li> <li>・ 更生・育成…腎臓機能・小腸機能・免疫機能障害</li> </ul> <p>イ 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者</p> <p>精神・更生・育成…医療保険の多数該当の者</p> <p>※ 重度かつ継続の対象については、実証的な研究成果を踏まえ、順次見直し、対象の明確化を図る。</p>
	厚生労働省令で定める自立支援医療の種類	支給認定を行う自立支援医療の単位となる種類を定める。更生医療、育成医療、精神通院医療の3種類を想定。

	自立支援医療のうち厚生労働省令で定める種類の医療	戦傷病者特別援護法については自立支援医療すべて、心神喪失者等医療観察法については精神通院医療を定めることを想定。
2項	厚生労働省令で定めるところ(自立支援医療機関指定手続)	市町村が自立支援医療機関を定める際の手続等を定める。
3項	厚生労働省令で定めるところ(医療受給者証交付手続等)	医療受給者証の交付手続等を定める。
	その他の厚生労働省令で定める事項(医療受給者証記載事項)	医療受給者証の記載事項を定める。支給認定の有効期間、定められた指定自立支援医療機関の名称等を想定。
55条	厚生労働省令で定める期間(有効期間)	支給認定の有効期間として1年以内を定めることを想定。
56条1項	その他の厚生労働省令で定める事項(変更認定事項)	変更認定が必要となる事項を定める。定められた指定自立支援医療機関等を想定。
	厚生労働省令で定めるところ(変更認定申請手続等)	支給認定の変更申請の手続等を定める。
2項	厚生労働省令で定めるところ(変更認定手続等)	市町村等が支給認定の変更の認定を行う際の手続等を定める。
3項	技術的読替政令	
57条1項4号	政令で定めるとき(支給認定取消事由)	支給認定の取消事由を定める。
2項	厚生労働省令で定めるところにより(医療受給者証返還手続等)	医療受給者証の返還を求める際の手続(文書による通知)等を定める。
58条1項	厚生労働省令で定めるところにより(自立支援医療費支給手続等)	市町村等が自立支援医療費を支給する際の手続等を定める。
2項	厚生労働省令で定める	障害者が自立支援医療を受ける際の手続等を定める。

	ところにより(自立支援医療受給手続等)	
3項1号	政令で定める額(自己負担上限額)	<p>自己負担の月額上限額として以下のものを定めることを想定。</p> <p>① 市町村民税非課税世帯に属する者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 生活保護:生活保護世帯に属する者 0円</li> <li>○ 低所得1:市町村民税非課税世帯であって世帯主及び世帯員のいずれも収入が80万円(障害基礎年金2級程度)以下である世帯に属する者 2,500円</li> <li>○ 低所得2:世帯主及び世帯員の全員が市町村民税の均等割非課税である世帯に属する者 5,000円</li> </ul> <p>② 市町村民税課税世帯に属し、障害の程度が重度かつ継続的に医療費負担が生じる者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所得税非課税世帯 5,000円</li> <li>○ 所得税課税世帯 10,000円</li> <li>○ 所得税額30万円以上の世帯 20,000円</li> </ul> <p>※ 当面の重度かつ継続の範囲</p> <p>ア 疾病、症状等から対象となる者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神…統合失調症、躁うつ病(狭義)、難治性てんかん</li> <li>・ 更生・育成…腎臓機能・小腸機能・免疫機能障害</li> </ul> <p>イ 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者</p> <p>精神・更生・育成…医療保険の多数該当の者</p> <p>※ 重度かつ継続の対象については、実証的な研究成果を踏まえ、順次見直し、対象の明確化を図る。</p>
	政令で定めるところにより算定した額(自己負担額算定方法)	自己負担上限額を超える場合の自己負担額の算定方法を定める。
3項2号	厚生労働大臣が定める額(食費負担額)	食費の負担額を定める。医療保険の食事標準負担額を想定。
4項	厚生労働大臣の定めるところ(食費負担額算定方法)	療養に要する費用の額の算定方法によらない場合の算定方法を定める。
59条1項	厚生労働省令で定めるところ(医療機関指定手続)	指定自立支援医療機関の指定手続等を定める。

	これらに準ずるものとして政令で定めるもの	病院、診療所に相当するものを定める。訪問看護事業所を想定。
2項1号	厚生労働省令で定める事業所若しくは施設(指定可能施設等)	保険医療機関や保険薬局以外で指定を受けることができる事業所や施設を定める。
3項	技術的読替政令	
60条2項	技術的読替政令	
61条	厚生労働省令で定めるところにより(指定医療機関の規則)	指定自立支援医療機関についての療養担当規則に相当するものを定める。
62条2項	厚生労働大臣が定めるところ(診療方針)	健康保険の診療方針の例によらない場合の診療方針を定める。
64条	その他厚生労働省令で定める事項(変更届出事由)	指定自立支援医療機関が変更届出を行う必要がある、医療機関の名称及び所在地以外の事項を定める。
	厚生労働省令で定めるところ(変更届出事項)	変更届出の届出事項を定める。事業者の定款や運営規程などを想定。
68条2項	技術的読替政令	
70条1項	厚生労働省令で定めるところ(療養介護医療費支給手続等)	市町村が療養介護医療費を支給する際の手続等を定める。
2項	技術的読替政令	
71条1項	厚生労働省令で定めるところ(基準該当療養介護医療費支給手続等)	市町村が基準該当療養介護医療費を支給する際の手続等を定める。
2項	技術的読替政令	
73条3項	その他政令で定める医療に関する審査機関(意見聴取機関)	都道府県知事が公費負担医療機関が請求できる自立支援医療費等の額を決定する際に意見聴取すべき機関を定める(支払基金の審査委員会、国保診療報酬審査委員会以外)。支払基金の特別審査委員会、国保中央会の診療報酬の審査に関する組織及び国保連の介護

		給付費審査委員会を想定。
4項	その他厚生労働省令で定める者(支払事務委託可能機関)	市町村等が自立支援医療費等の支払いに関する事務を委託できる支払基金、連合会以外の者を定める。国保中央会を想定。
5項	厚生労働省令で定める	自立支援医療費等の請求に関して必要な事項を定める。
74条1項	厚生労働省令で定めるところ(意見聴取手続)	市町村等が身障更相等に意見聴取する際の手続等を定める。
	その他厚生労働省令で定める機関(意見聴取機関)	身障更相以外の機関で、市町村等が支給認定を行う際に意見聴取を行うことができる機関を定める。
2項	その他厚生労働省令で定める機関(技術的協力機関)	都道府県が設置する機関で、市町村の求めに応じて都道府県が技術的協力をを行うべきものを定める。
75条	政令への委任	その他政令への委任。
76条1項	政令で定める者(世帯員の範囲)	世帯員のうち所得基準の対象とする範囲とする世帯員の範囲を定める。
	政令で定める基準(補装具費不支給基準)	補装具費の支給を行わない所得基準の額を定める。
2項	厚生労働大臣が定める基準(補装具費報酬基準)	補装具費に係る報酬基準を定める
	政令で定める額(補装具費自己負担上限額)	自己負担上限額を定める。
3項	厚生労働省令で定めるところ(意見聴取手続)	市町村が身障更相等への意見聴取する際の手続等を定める。
	厚生労働省令で定める機関(意見聴取機関)	身障更生相談所以外に市町村が意見聴取する機関を定める。
4項	技術的読替政令	
6項	厚生労働省令で定める	補装具費の支給に関して必要な事項を定める。

77条1項柱書	厚生労働省令で定めるところ(市町村地域生活支援事業)	市町村が地域生活支援事業を実施するに当たり必要な事項を定める。
1項1号	その他の厚生労働省令で定める便宜(相談支援)	状況の把握、情報提供及び助言等を定める。
1項2号	手話その他厚生労働省令で定める方法(手話通訳等)	要約筆記等とすることを定める。
	厚生労働大臣が定めるもの(日常生活用具)	日常生活用具を定める。
	厚生労働省令で定める便宜(コミュニケーション支援)	手話通訳者の派遣、日常生活用具の給付貸与等の事業を定める。
1項4号	その他の厚生労働省令で定める施設(第四号事業対象施設)	地域活動支援センター等を定める。
	その他の厚生労働省令で定める便宜(第四号事業)	第四号の事業として行う便宜の内容を定める。創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を想定。
78条1項	厚生労働省令で定めるところ(都道府県地域生活支援事業)	都道府県が地域生活支援事業を実施するに当たり必要な事項を定める。
	厚生労働省令で定める事業(都道府県地域生活支援事業)	特に専門性の高い相談支援事業など、都道府県が実施すべき事業を定める。
79条2項	厚生労働省令で定めるところ(事業届出手続)	障害福祉サービス事業等を行う際の届出の手続を定める。
	厚生労働省令で定める事項(事業届出事項)	障害福祉サービス事業等を行う際の届出事項を定める。
3項	厚生労働省令で定める事項(事業変更届出事項)	変更届出を要する事項を定める。経営者の氏名等や事業者の定款などを想定。

4項	厚生労働省令で定める事項(事業休廃止届出事項)	事業を休廃止する際の届出事項を定める。廃休止しようとする年月日や廃休止の理由などを想定。
80条1項	厚生労働大臣は、……設備及び運営について、基準を定め(設備運営基準)	障害福祉サービス事業(施設を必要とするもの)、地域活動支援センター及び福祉ホームについての設備運営基準を定める。
83条3項	厚生労働省令で定める事項(施設届出事項)	市町村が障害者支援施設を設置する際の届出事項を定める。申請者の氏名等や施設の所在地などを想定。
5項	政令で定める(施設休廃止事項)	障害者支援施設の設置休廃止に関して必要な事項を定める。施設の休廃止等の事前届出などを想定。
84条1項	厚生労働大臣は、……設備及び運営について、基準を定め……(施設設備運営基準)	障害者支援施設の設備運営基準を定める。
87条1項	基本指針	市町村障害福祉計画及び都道府県障害福祉計画の作成に当たっての基本的な指針を定める。
94条1項柱書	政令で定めるところにより(都道府県費用負担)	都道府県の費用負担について必要な事項を定める。
1項1号	政令で定めるところにより算定した額(負担対象額)	障害福祉サービス費等負担対象額(いわゆる義務的負担対象となる費用額)の算定方法を定める。
2項	政令で定めるところにより(都道府県補助に関する事項)	都道府県が地域生活支援事業を補助するに当たり必要な事項を定める。
95条1項柱書	政令で定めるところにより(国費用負担)	国の費用負担について必要な事項を定める。
2項柱書	政令で定めるところにより(国庫補助に関する事項)	国が支給決定事務処理費用及び地域生活支援事業を補助するに当たり必要な事項を定める。
98条2項	政令で定める基準(不服審査会の委員数)	不服審査会の委員の定数に係る基準を定める。
103条2項	政令で定めるところ	医師等の旅費等の支給に関して必要な事項を定める。

104条	審査請求の手続に関する必要な事項は政令で、 ・定める	この章及び行政不服審査法の一般ルールによることが 適当ではない事項について定める。
106条	政令で定めるもの(大都市特例対象事務)  政令で定めるところ	大都市特例の対象事務を定める。  大都市特例に関する必要な事項を定める。
107条1項	厚生労働省令で定めるところ(地方厚生局長委任対象事務)	地方厚生局長への委任事務を定める
2項	厚生労働省令で定めるところにより(地方厚生支局長委任対象事務)	地方厚生支局長への委任事項を定める
108条	厚生労働省令で定める	実施細則委任省令

法律の関係条項	該当箇所	内 容
附則1条5号	平成24年3月31日までの日で政令で定める日	施行日
附則4条	厚生労働省令で定めるところにより(みなし支給認定)	現に公費負担医療を受けている者について自立支援医療費に係る支給認定を受けたものとみなすに当たって必要な事項を定める。
附則5条1項	厚生労働省令で定める医療機関(みなし指定医療機関)	精神通院公費負担医療を行っている医療機関のうち指定公費負担医療機関の指定があったものとみなされる医療機関の範囲を定める。
2項	厚生労働省令で定める期間内(みなし期間)	指定医療機関のみなし指定が失効する期限(17年10月より1年以内)を定める。
附則8条2項	技術的読替え政令	
附則12条	政令で定める日(読替え特例適用日)	本条の規定により読替え特例の適用を行う日を定める。
	厚生労働省令で定めるところにより算定した額(算定方法)	定率ではなく1割に相当する定額を定める算定方法(又は定額)を定める。
附則13条1項	精神障害者居宅介護等事業(外出介護に該当するものを除く。)を行っている者であって厚生労働省令で定めるもの(みなし指定対象事業者)	精神障害者居宅介護等事業を行っている者のうち居宅介護に係るみなし指定を受ける者の範囲を定める。
4項	精神障害者短期入所事業を行っている者であって厚生労働省令で定めるもの(みなし指定対象事業者)	精神障害者短期入所事業を行っている者のうち短期入所に係るみなし指定を受ける者の範囲を定める。
5項	精神障害者地域生活援助事業を行っている者であって厚生労働省令で定めるもの(みなし指定対象事業者)	精神障害者地域生活支援事業を行っている者のうち共同生活援助に係るみなし指定を受ける者の範囲を定める。

6項	厚生労働省令で定める期間(みなし期間)	みなし指定の効力が失効する期限(18年1月より1年以)を定める。
附則14条1項	精神障害者居宅介護等事業(外出介護に該当するものを除く。)を行っている者であつて厚生労働省令で定めるもの(みなし対象事業者)	精神障害者居宅介護等事業のうち外出介護を行っている者のうち外出介護に係るみなし指定を受ける者の範囲を定める。
附則15条1項	厚生労働省令で定めるもの	19年9月末日までの間、経過的に支払委託できる法人を定める。
附則19条1項	厚生労働省令で定めるところにより(みなし支給決定手続等)	施設訓練等支援費の支給決定を受けている障害者等が支給決定のみなしを受けるために必要な手続等を定める。
2項	技術的読替政令	
附則21条1項	政令で定めるところにより(旧法施設支援費支給手続等)	市町村が旧法施設支援費を支給するに当たって必要な手続等を定める。
	厚生労働省令で定める範囲内	旧法施設支援費を支給する範囲に関して定める。
2項	厚生労働大臣が定める基準(旧法施設支援費報酬基準)	旧法施設支援費に係る報酬基準を定める。
3項	技術的読替政令	
附則22条3項	厚生労働省令で定めるところにより(特定旧法受給者に係る支給手続)	市町村が特定旧法受給者に対して介護給付費等を支給するに当たって必要な手続等を定める。
4項	厚生労働大臣が別に定める基準により算定した費用の額(特定旧法受給者に係る報酬基準)	特定旧法受給者に対する介護給付費等の報酬基準を定める。
5項	技術的読替政令	